

兵庫県公報

平成22年 4月27日 火曜日 第 2178 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う加東市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	2
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	6
○ 昭和45年兵庫県告示第451号（農業振興地域の指定）の一部改正（総合農政課）	7
○ 昭和45年兵庫県告示第1638号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	7
○ 昭和48年兵庫県告示第240号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	8
○ 昭和48年兵庫県告示第1813号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	8
○ 平成18年兵庫県告示第923号（農業振興地域の変更）の一部改正（同）	8
○ 平成18年兵庫県告示第924号（農業振興地域の変更）の一部改正（同）	8
○ 平成18年兵庫県告示第925号（農業振興地域の変更）の一部改正（同）	9
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	9
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 景観形成重要建造物等の指定の解除（都市政策課）	11
○ 都市計画区域の変更（都市計画課）	12
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 都市計画の決定及び図書の縦覧（同）	16
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 都市計画の決定及び図書の縦覧（同）	18
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 道路の位置指定の取消し（建築指導課）	19
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	19
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	20
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	21
○ 同 上（阪神北県民局）	22
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	23
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	24
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	25

○ 同 上 25
 ○ 同 上 25

正 誤

○ 平成22年4月9日付け兵庫県公報第2173号中 26

告 示

兵庫県告示第497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、加東市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、加東市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
下久米	配原	919の一部	下久米	下田
久米	二反田	174の一部 176の一部 177 178から180までの各一部		
下久米	西配原	942の10 942の16	下久米	配原
	キシ本	1005の一部 1006の一部		
	下田	902の2の一部 911から913までの各一部 914の2の一部 915の一部 916 917		
	配原	918の一部 919の一部 966の一部 967の一部		
久米	従国	158の3の一部	久米	北山
	入道谷	28の1 30の1 31の1 32の1		
	古池	57の1の一部 62の1の一部		
	古子	17の1の一部 18の1の一部 19の一部 20の一部 21の1の一部		
	小寺	84の1の一部		
	古池	82の1の一部 83の1の一部 84の3の一部		
	砂田	312の1の一部		
	北山	1の1の一部 1の134の一部		
	小寺	103の3の一部		
	塩寺	292の3 293の3の一部 294の1の一部 294の2の一部 294の4		
	砂田	309の1 311の1 312の1の一部 312の2 313の1		
下久米	下田	807の1の一部 810から814までの各一部	久米	二反田
久米	鴨池	236の一部 238の一部 245の一部 247の一部 248の一部		
	塩寺	250の一部 251の一部 252 254 255の一部 259の一部 261から263までの各一部 267の一部 268の一部 269 270から272までの各一部 279の一部 280の一部 283の一部 284の3の一部 285の1の一部 287の一部 288の		

		一部 290の1の一部		
下久米	下 田	840) 843) の一部 844 845 846の一部 847の一部 848 850から853までの各一部	久 米	鴨 池
久 米	二 反 田	178から180までの各一部 181 182 183の一部 184から188まで	久 米	塩 寺
	塩 寺	255の一部 256から258まで 259の一部 261の一部		
	高 井	405の1の一部		
	従 国	139の1の一部 140の13の一部		
	二 反 田	174から176までの各一部		
	鴨 池	233) 234) の一部 235の一部 248の一部		
	砂 田	296の1の一部 296の3 296の4 297の2の一部 343 の1の一部 343の2 343の3 344の2の一部		
	講 田	345の2の一部 346の1の一部 346の2 348の1の一部 348の2 350の1の一部 350の2 351の1の一部 351 の2の一部		
高 井	390の2の一部 391の2の一部 392の1の一部 392の2 の一部 393の1の一部 393の2 396の1の一部 396の 2 397の1の一部 397の2の一部 400の2の一部 401 の2の一部 402の2 403の2 404の2の一部 405の 1の一部 405の2 405の3 405の4の一部 405の5			
講 田	345の1 345の2の一部 346の1の一部 347の一部 348の1の一部 350の1の一部 364の一部 365の一部 366 367の一部 368) 369) 370の一部 373の一部 374の一部	久 米	砂 田	
大 垣 内	617の3 617の6の一部 620の1の一部 620の4の一部 620の5の一部			
高 井	389の一部 390の1 390の2の一部 391の1 391の2 の一部 392の1の一部 392の2の一部 393の1の一部 394の一部 395の一部 396の1の一部 397の1の一部 397の2の一部 398の一部 399の一部 400の1の一部 400の2の一部	久 米	講 田	
中 山	1016の82 1016の108 1016の122 1016の123 1016の128 1016の129 1016の150	久 米	高 井	
講 田	352の一部 354の一部 385から388までの各一部	久 米	前 谷	
高 井	389の一部 394の一部 395の一部 398の一部 399の一 部 436の一部			
大 垣 内	592の一部 593の一部	久 米	清 水	
砂 田	325) 326) の一部 328の一部 329の一部 327) 330)	久 米	大 垣 内	

	清 水	570の一部 583の2の一部 584 588の1の一部 588の2の一部 589の一部		
	並 田	680の一部 681 682の一部 684の一部		
	大垣内	612の一部 617の6の一部 637の4 638の2 642の1の一部 643の1の一部	久 米	並 田
	友 草	819の1の一部 820の一部 823の一部 824 824の1 825の一部 826 827の一部 828の一部		
	清 水	569 570の一部 588の1の一部 588の2の一部 589の一部	久 米	腰 前
	大垣内	590の一部 594の一部		
	並 田	683の一部 684の一部		
	坂ノ下	880から882までの各一部	久 米	鐘 搗
	並 田	675の一部 676の一部 683の一部	久 米	友 草
	鐘 搗	802の一部 806の3の一部 807の一部 808の一部		
	菅 原	838から840までの各一部		
	並 田	661の1の一部 662の一部	久 米	菅 原
	友 草	827の一部 $\left. \begin{matrix} 830 \\ 831 \end{matrix} \right\}$ の一部 832の一部		
	坂ノ下	869から871までの各一部 872 873 874の一部 884から887までの各一部		
	大へラ	900の一部 902の一部 903の一部		
	南 山	1017の1の一部 1017の94の一部		
藤 田	大谷口	867の一部		
	東 山	944の18の一部 944の153の一部 944の364の一部		
久 米	鐘 搗	779の1の一部 798の2の一部 808の一部	久 米	坂ノ下
	友 草	835から837までの各一部		
	菅 原	838の一部 863の一部 864の一部		
	坂ノ下	869の一部 870の一部 891から893までの各一部 894 895	久 米	大へラ
	風呂谷	927 927の1 927の2の一部		
	中 山	1016の105		
	大へラ	924の一部 925 926 926の1	久 米	風呂谷
	中 山	1016の93 1016の94 1016の97 1016の98 1016の130 1016の131 1016の171		
	南 山	1017の30の一部 1017の36の一部 1017の38の1 1017の39 1017の39の1 1017の41 1017の42の一部 1017の43の一部 1017の46の一部 1017の48 1017の49 1017の52 1017の55の一部 1017の58の一部 1017の61の一部 1017の90から1017の92までの各一部 1017の107の一部 1017の108の一部 1017の112の一部 1017の117から1017の121までの各一部		

	西ヶ谷	1022 1023 1024	の一部 1026の一部		
	風呂谷	933の一部	940の一部	久 米	中 山
		967の一部	968の一部 981の一部	久 米	南 山
	西ヶ谷	1034 1035 1036	の一部 1041の一部 1043の一部		
	従 国	1051の1		久 米	西ヶ谷
	南 山	1017の29の一部 1017の34の一部 1017の58の一部 1017の61の一部 1017の90の一部 1017の91の一部 1017の95 1017の96 1017の112の一部 1017の120の一部 1017の121の一部 1017の122			
藤 田	北 山	736の36		藤 田	名草口
	ハゲ山	739の1			
久 米	菅 原	853の1の一部 853の2の一部		藤 田	大谷口
藤 田	東 山	944の12 944の18の一部 944の148 944の152 944の153の一部 944の157 944の158 944の160から944の164まで 944の368			
	ミトロ口	976の2 977の1 978から980まで 981の一部 982の一部 1021の一部 1022の一部 1025の一部			
	大谷口	918の一部 921から923までの各一部 926の一部 927の一部 949の一部 950から953まで 954の一部 955の一部 956から958まで 959から961までの各一部		藤 田	ミトロ口
	東 山	944の121 944の122 944の144の2 944の168から944の170まで 944の381			

上記のほか、変更前の区域に隣接する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字久米字砂田329の地先の大字久米字大垣内の道路、水路である公有地の一部は、大字久米字砂田に編入する。

また、大字久米字中山1016の82、1016の128、1016の129に隣接する大字久米字鴨池の道路である公有地の一部は、大字久米字高井に編入する。

また、大字久米字前谷497に隣接する大字久米字講田の道路である公有地の一部は、大字久米字前谷に編入する。

また、大字久米字大垣内594、606、607、608の1に隣接する大字久米字腰前の道路である公有地の一部、大字久米字大垣内593に隣接する大字久米字清水の道路である公有地の一部は、大字久米字大垣内に編入する。

また、大字久米字並田662、664、665に隣接する水路である公有地の一部、大字久米字友草826、827に隣接する水路である公有地の一部、大字久米字菅原853の1、854に隣接する大字藤田字大谷口の道路である公有地の一部、大字藤田字大谷口867に隣接する大字藤田字東山の道路である公有地の全部は、大字久米字菅原に編入する。

また、大字久米字風呂谷971、973、974に隣接する大字久米字中山の道路である公有地の全部、大字久米字風呂谷1007、1008並びに大字久米字中山1016の97に隣接する大字久米字南山の道路である公有地の全部は、大字久米字風呂谷に編入する。

また、大字久米字南山1017の42に隣接する大字久米字風呂谷の水路である公有地の一部は、大字久米字南山に編入する。

また、大字藤田字名草口806、809の1、810に隣接する大字藤田字ハゲ山の道路である公有地の全部は、大字藤田字名草口に編入する。

また、大字藤田字大谷口949に隣接する大字藤田字ミトロ口の道路、水路である公有地の一部は、大字藤田字大谷口に編入する。

備考 地番は、平成22年2月1日現在の地番である。



兵庫県告示第498号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成22年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 榮昌会 シラハ病院	医療法人 榮昌会 シラハ病院 理事長 吉田 耕造	神戸市中央区東雲通3-3-18	平成22年3月1日
森本医院	森本 有里	同 市兵庫区駅前通2-1-29-133	同
ほのか薬局	鈴江 孝子	同 市同 区駅前通1-3-22 リエトコート兵庫1F	同
有限会社 水木調剤薬局	有限会社 水木調剤薬局 代表取締役 吉尾 健	同 市同 区水木通1-1-18	平成22年4月1日
エンゼル薬局	有限会社 エンゼル薬局 代表取締役 廣中 清人	同 市北区藤原台中町6-26-5	同
新世薬局 西鈴蘭台店	新世薬局株式会社 代表取締役 赤松 優仁	同 市同区南五葉2-1-1	同
南五葉さくら薬局	株式会社 グッドブランニング 代表取締役 吉田 盛範	同 市同区南五葉2-1-36	同
青山クリニック	青山 裕一	同 市須磨区白川台6-16-18	平成21年4月1日
いわくら脳神経外科 頭痛クリニック	岩倉 昌岐	同 市同 区中落合3-1-10 LUC CA名谷3F	平成22年4月1日
まつしまクリニック	松島 弘幸	同 市同 区中落合3-1-10 LUC CA名谷4F	同
オレンジ薬局 舞子店	株式会社プチファーマシスト 代表取締役 柳生 美江	同 市垂水区舞子台6-10-12	平成22年3月1日
いしだクリニック	石田 敏郎	同 市西区桃台5-5-2	同 年4月1日
医療法人社団 ぼうぜ医院	医療法人社団 ぼうぜ医院 理事長 下宮 一雄	姫路市家島町坊勢754	同 年3月1日
ベル調剤薬局 青山店	株式会社 エムズファーマシー 代表取締役 須山 守	同 市青山3-36-7	同
ミズキ薬局 中地店	有限会社 エフスター 取締役 星野 斉	同 市中地375-1	平成22年4月1日
昭和病院	医療法人財団 済美会 理事長 城谷 均	尼崎市潮江1-3-43	同 年2月28日
内田歯科医院	内田 啓一	同 市食満7-8-25	同 年3月1日
武庫之荘駅前 アリス歯科	城田 喜行	同 市南武庫之荘1-19-1 有恒ビル302号	同 年4月1日
サンミ調剤薬局 武庫元町店	有限会社 サンミ調剤薬局 代表取締役 北村 泰亨	同 市武庫元町1-34-10	同 年2月1日
スギ薬局 東園田店	株式会社スギ薬局 代表取締役 榊原 栄一	同 市東園田町2-55-1	同 年3月1日

にしいち調剤薬局 JR 尼崎駅北店	株式会社 サンイシイチ 代表取締役 西本 誠	同 市潮江1-3-43	同
タキヤ長洲薬局	タキヤ株式会社 代表取締役 飯塚 啓	同 市長洲西通2-7-1	平成22年4月1日
清クリニック	西大條 清	明石市大久保町大窪289-5	同 年3月1日
いづつ歯科	井筒 正巖	同 市西明石南町3-3-30 西明石N Kビル3F	同 月19日
櫻根皮フ科	竹林 純子	西宮市樋之池町10-15-2F-203	平成22年4月1日
のせ歯科医院	能勢 喜久次	同 市甲東園1-1-6 パセオ甲東 202	同 年3月1日
アイン薬局 西宮店	株式会社アインファーマシー ズ 代表取締役 大谷 喜一	同 市林田町10-36	同 年4月1日
小山医院	小山 隆	伊丹市桜ヶ丘7-1-7	同 年3月1日
こすもす薬局	笠谷 君代	加古川市別府町別府843-1	同 年4月1日
サワー調剤薬局	有限会社 オンリー・ワン 代表取締役 大西 敏道	同 市平岡町土山1221-27	同
あべ眼科クリニック	安部 亨二	西脇市小坂町横溝175-2F	平成22年2月1日
きし薬局 下戸田店	株式会社 きし薬局 代表取締役 来住 泰幸	同 市下戸田624	同 月27日
オレンジ薬局 逆瀬川店	株式会社プチファーマシスト 代表取締役 柳生 美江	宝塚市逆瀬川1-5-24 ニューベル逆瀬 川102	平成22年4月1日
たまき歯科クリニック	朝比奈 たまき	三木市志染町広野1-107-1-2F	同 年1月1日
くしだ歯科医院	串田 明彦	川西市小花1-5-13 谷ビル1F	平成21年7月1日
かごたに眼科	籠谷 保明	小野市黒川町1807-4	平成22年2月1日
アット調剤薬局	株式会社 ひやく 代表取締役 梅垣 宏	丹波市柏原町母坪325-1	同 年4月1日
国民健康保険波賀診療所	宍粟市長 田路 勝	宍粟市波賀町安賀541-1	同 年3月1日



兵庫県告示第499号

昭和45年兵庫県告示第451号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び中播磨県民局姫路農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年4月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

福崎町に係る部分中「1から2」を「1から3」に改め、2の次に次のように加える。

- 3 近畿医療福祉大学及び大十株式会社姫路営業所福崎倉庫の敷地であって、次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域



兵庫県告示第500号

昭和45年兵庫県告示第1638号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年4月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

小野市に係る農業振興地域図を変更する。



兵庫県告示第501号

昭和48年兵庫県告示第240号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び東播磨県民局加古川農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

明石市及び稲美町に係る農業振興地域図を変更する。



兵庫県告示第502号

昭和48年兵庫県告示第1813号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び西播磨県民局光都農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

太子町に係る部分を次のように改める。

太子町のうち、次の1から9に掲げる区域以外の区域を農業振興地域とする。

- 1 都市計画法の市街化区域の土地であって、次の図面の赤色に着色した部分に該当するものの区域
- 2 J R西日本網干電車基地の敷地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 3 林田川堤防、別図1、行政界（太子町、姫路市）を結んだ線に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 4 市街化区域界、別図2に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 5 市街化区域界、檀特山山麓界、行政界（太子町、姫路市）を結んだ線に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 6 市街化区域界、檀特山山麓界に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 7 市街化区域界、町道下出大池線、福井大池線、別図3、山陽新幹線、町道原国道取合線、国道179号線、北山公園、美原台を結んだ線に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 8 城山山麓界、太子・龍野バイパス太子東インターを結んだ線に囲まれた区域の土地であって、次の図面の橙色に着色した部分に該当するものの区域
- 9 現況山林の区域の土地であって、次の図面の黄緑色に着色した部分に該当するものの区域



兵庫県告示第503号

平成18年兵庫県告示第923号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び中播磨県民局姫路農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

姫路市に係る部分中「1から7」を「1から6」に改め、4を削り、5から7までを4から6までとする。



兵庫県告示第504号

平成18年兵庫県告示第924号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

三木市に係る農業振興地域図を変更する。



兵庫県告示第505号

平成18年兵庫県告示第925号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加東市に係る農業振興地域図を変更する。



兵庫県告示第506号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
姫路市家島町坊勢1番地 森 司 同 市家島町坊勢107番地 桂 団 治	坊勢	坊勢漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成22年 4月27日から同年 5月11日まで
- (2) 縦覧場所 坊勢加入区 姫路市家島町坊勢697 坊勢漁業協同組合



兵庫県告示第507号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
D S L. ジャパン株式会社赤穂工場
赤穂市加里屋1125番地
工場長 西 山 孝
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
D S L. ジャパン株式会社赤穂工場
赤穂市加里屋1125番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	27号イ ろ過施設
能 力	ろ過面積 274m ²
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後 7日

工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後約1.5箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	3.5~13	3.5~13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	6	20
	浮遊物質質量 (単位 mg/L)	10未満	10
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1	2
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.4	1.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	300	470	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 4月27日から同年 5月18日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 4月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年 4月27日から 2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路神河線	姫路市御立北二丁目946番204から 同 市夢前町玉田字中須加273番5まで	旧	6.0から 14.0まで	490.0	
		新	8.0から 14.0まで	489.0	



兵庫県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月27日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍粟新宮線	宍粟市山崎町御名字鍋ヶ浦40番2から 同 市山崎町御名字向川原103番2まで	旧	7.0から 10.0まで 7.0から 47.0まで	322.0 398.0	予定地
		新	7.0から 10.0まで 7.0から 47.0まで	322.0 398.0	一部 予定地
県道 宍粟香寺線	宍粟市山崎町御名字前田143番1から 同 市山崎町川戸字向崩ノ下1368番3まで	旧	4.0から 27.0まで 11.0から 90.0まで	597.0 524.0	予定地
		新	4.0から 27.0まで 11.0から 53.0まで	597.0 524.0	



兵庫県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月27日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 広田洲本線	洲本市物部三丁目664番6から 同 市物部二丁目847番1まで	旧	5.0から 24.0まで	98.0	
		新	11.0から 26.0まで	98.0	



兵庫県告示第511号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第4項の規定により、次の景観形成重要建造物等の指定を解除した。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

景観形成重要建造物等の名称	所在地	指定年月日	解除年月日
堀家住宅	たつの市龍野町日飼291	平成19年 3月30日	平成22年 3月26日



兵庫県告示第512号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、津名都市計画区域、淡路・東浦都市計画区域及び北淡都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のように変更する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画区域の名称
淡路都市計画区域

- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域

兵庫県淡路市大字志筑（地先公有水面を含む。）、志筑新島（地先公有水面を含む。）、里（地先公有水面を含む。）、下司（地先公有水面を含む。）、塩尾（地先公有水面を含む。）、塩田新島4番1から4番3までの各一部（地先公有水面を含む。）、8番1から8番5まで及び9番2の一部（地先公有水面を含む。）、中田、池ノ内、王子、生穂（地先公有水面を含む。）、生穂新島（地先公有水面を含む。）、大谷（地先公有水面を含む。）、佐野（地先公有水面を含む。）、佐野新島（地先公有水面を含む。）、大町上、大町下、大町畑、岩屋（地先公有水面を含む。）、楠本（地先公有水面を含む。）、南鶴崎（地先公有水面を含む。）、夢舞台（地先公有水面を含む。）、大磯（地先公有水面を含む。）、小磯（地先公有水面を含む。）、浜（地先公有水面を含む。）、浦（地先公有水面を含む。）、中持、白山、仮屋（地先公有水面を含む。）、下田（地先公有水面を含む。）、河内字アゲサ、字池町、字池ノ脇、字池ノ脇上、字池ノ脇下、字猪ノ坂、字池ノ上、字後谷頭、字岡田、字大下、字大田、字折山、字上ノ川淵、字川崎、字川淵、字笠松、字カモンダ、字上ノ谷、字上ノカイテ、字門屋敷、字北ヶ谷、字國京、字小池、字小谷、字小松原、字コセノ下、字氷り谷、字小町平、字高宗、字高宗ノ谷、字城、字清水、字庄前、字下川原、字庄司、字庄田、字椎ノ木、字シダガ内、字上下谷、字下山、字洲合、字清学、字外モウジ、字谷頭、字田中、字瀧ヶ鼻、字ダンボ、字知京谷、字出口、字殿田、字堂面、字堂面谷、字堂ノ下、字堂ノ脇、字徳法師、字中ノ尾、字中野、字長手、字長尾、字中村、字中屋、字西、字西ノ岡、字西門、字西ノ谷、字野々藪、字鼻町、字原、字劔田、字長谷ヶ口、字ヒヨ、字平松、字東、字百田、字東福田、字古内、字古屋、字ホソサ、字的場、字前、字松山、字松山口、字松ノ下、字松ノ脇、字南門、字溝町、字深山、字森ノ下、字山ノ神、字屋中、字ヤフ、字柳ノ町、字ヨバン、字ロクバン、字脇、字早稲田、字栗田及び字南谷809番の1から809番の5まで、810番の1から810番の4まで、811番の1から811番の9まで、811番の11、812番の1から812番の4まで、813番の1から813番の6まで、815番の1、815番の2、816番の1から816番の5まで及び817番の1から817番の5まで、久留麻（地先公有水面を含む。）字赤松、字雨松、字石田、字一里塚、字一本松、字井両面、字打越、字内町、字大草谷、字大坂、字大田、字大津、字大堤、字岡、字岡田、字奥谷、字奥塚谷、字小倉、字尾崎、字尾崎池ノ頭、字落合、字上大歳、字柿原、字霞末、字北門、字北山田、字行免形、字草ヶ坂、字神田、字光明庵、字小隅、字小原、字小屋ノ垣内、字菰ヶ谷、字左尾、字皿池谷、字下ノ垣内、字清水谷、字城原、字甚三郎谷、字椎ノ木谷、字下大歳、字下坪、字砂田、字洲合、字隔江、字星合、字千本、字高岡、字高塚、字高瀬、字竹久、字田尻、字田中、字塚谷、字土井、字ナツメ、字中尾、字中古荘田、字中ノ池、字中ノ池上、字中ノ池下、字中屋、字中山、字並松、字植田、字七尋、字長谷、字贅子、字野原、字橋出、字東谷、字引野、字引野池上、字平尾、字淵ヶ尻、字藤鼻、字分谷、字平原、字堀ヶ内、字政末、字松ヶ脇、字的場、字水木、字宮ノ前、字宮ノ南、字宮ノ本、字宮山、字向古荘田、字元屋敷、字森口、字弥ノ谷、字山崎、字山田、字葭池谷、字六地藏、字輪様谷、字渡瀬、字脇ノ下及び字井ノ脇912番、912番の2、1318番、1319番の1、1319番の2、1320番の1、1320番の2、1321番の1、1321番の2、1322番及び1323番、谷（地先公有水面を含む。）字岡、字岡松、字樫ノ木谷、字上ノ瀬、字坂口、字笹見谷、字椎ノ木山、字芝山、字清水、字正庵、字四郎ヶ谷、字城ノ腰、字大將軍、字堂ノ前、字堂田、字流谷、字畠田、字羽坂、字南谷、字薬師堂、字寄神、字六郎ヶ谷及び字菖蒲谷134番の1、135番、135番の1、136番から138番まで、141番、141番の1及び195番、釜口（地先公有水面を含む。）字境ノ谷、字堀田、字天王前、字堂ノ前、字堂ノ後、字大川、字家ノ後133番、字石畑、字高瀬、字浜、字菖蒲谷、字十郎ヶ鼻、字向仏、字牛ヶ原、字中ノ内、字下原、字国賀、字岡、字風呂ノ谷、字岡坊、字騎馬ノ

谷、字氏神、字坂ビタ、字向田、字松崎、字砂川、字枕谷、字千石、字六條、字トラズ、字森ヶ鼻、字鷹谷、字萱場、字明神、字柳谷、字大津、字津田、字久保ノ土井、字高田、字土井ノ内、字大番田、字神田、字井戸、字湯ノ谷、字庵ノ後、字庵ノ谷、字一里塚、字石田、字猪ノ熊、字馬淵、字大田、字大坪、字大歳、字落合、字落合上、字落合大、字落合南、字加賀内、字鍛冶屋谷、字片山、字河上、字神ノ木谷、字鷹股、字喜田、字桐ヶ谷、字境内、字京良田、字源八、字源八西、字五條、字小谷、字坂、字三ノ井手、字下ノ坊、字下土井、字下土井東、字地藏堂、字下川、字珠敷木、字セイゴ、字船頭ヶ内、字立羽谷、字津田ノ鼻、字寺田、字寺ノ上、字寺ノ下、字寺ノ前、字天王脇、字土井、字遠路ヶ久保、字鳥ヶ鼻、字東城、字長池、字奈良町、字西ノ後、字西ノ岡、字西ノ谷、字二ノ井手、字二ノ殿、字八王寺、字馬場尻、字浜田、字林、字林山、字原口、字東内、字平石、字フケ、字フケ小池、字フケノ久保上、字フケノ大、字細井理、字坊ノ谷、字坊ノ谷北、字松原、字的場、字丸山、字宮崎、字宮ノ後、字宮ノ前、字宮原、字山ノ神、字山ノ神下、字山際、字山ノ脇、字和木、字上畑2955番、3117番、3118番、3134番から3138番まで、3138番の1、3139番、3140番、3141番の1、3141番の2、3142番、3143番の1、3144番、3145番、3146番の1、3146番の2、3147番、3148番、3150番、3160番から3162番まで、3163番の1、3163番の2、3165番の1、3165番の2、3166番、3166番の1、3169番の1、3207番の1、3268番の2、3269番の1から3269番の6まで、3270番から3272番まで、3272番の1、3280番及び3281番、字奥ノ内1518番の1、1520番、1521番、1524番、1525番の2、1526番の1、1526番の2及び1527番から1531番まで、字小井360番、3582番の2、3586番、3587番の1、3587番の4、3590番、3665番の1、3665番の5、3666番から3670番まで、3771番から3776番まで、3914番の1から3914番の10まで、3915番の1、3915番の2、3916番の1、3916番の2、3917番の1、3917番の3及び3927番、字里2405番の3、2405番の5、2406番の2、2407番、2408番の1、2409番の1、2409番の3、2409番の8、2409番の15から2409番の17まで、2412番の4、2412番の6、2413番、2414番の1、2414番の3から2414番の5まで、2415番の1、2415番の2、2422番、2438番の1から2438番の3まで、2439番の1、2439番の2、2440番、2442番、2443番の1、2443番の2、2444番、2445番、2447番、2448番の1、2448番の5、2449番の1、2449番の2、2450番、2451番の1、2451番の2、2452番の1、2452番の2、2453番の1、2453番の2、2454番の1から2454番の4まで、2455番の1、2455番の2、2456番、2457番の1、2458番、2459番の1、2460番の1、2461番の1、2461番の3、2462番の1、2462番の2、2466番、2466番の1、2468番の1、2468番の2、2471番、2471番の1、2472番、2473番、2473番の1、2473番の2、2474番の2、2475番、2476番、2476番の2、2477番から2480番まで、2481番の1、2481番の2、2483番の2から2483番の4まで、2484番の2、2484番の3、2485番、2486番、2486番の1、2487番、2488番の1、2488番の2、2693番の1、2693番の2、2729番、2777番、2777番の1、2778番から2781番まで、2785番の1、2785番の2、2786番から2790番まで、2792番から2795番まで、2797番から2799番まで、2947番、2952番、2952番の2、2953番の1、2953番の2及び2954番、字野田3283番の1、3283番の2、3283番の5、3283番の6、3284番、3285番、3287番、3296番の2、3390番、3514番から3518番まで、3520番、3521番、3522番、3523番から3525番まで、3526番の1から3526番の6まで、3527番の1、3527番の2、3528番、3529番の1から3529番の4まで、3531番の1、3533番の1、3533番の2及び3534番及び字牧1452番から1454番まで、1454番の1から1454番の4まで、1456番から1459番まで、1460番の1、1460番の2、1462番、1463番、1464番の1、1464番の2、1465番、1466番、1467番の1、1467番の2、1467番の3、1468番、1469番、1469番の1、1470番、1471番、1480番から1482番まで、1482番の1、1483番及び1484番、舟木（地先公有水面を含む。）、長島（地先公有水面を含む。）、野島江崎（地先公有水面を含む。）、野島平林（地先公有水面を含む。）、野島大川（地先公有水面を含む。）、野島轟木（地先公有水面を含む。）、野島藁浦（地先公有水面を含む。）、野島常盤、富島（地先公有水面を含む。）、石田、浅野南（地先公有水面を含む。）、浅野神田（地先公有水面を含む。）、斗ノ内（地先公有水面を含む。）、育波（地先公有水面を含む。）、室津（地先公有水面を含む。）、小倉、野島貴船、小田字路谷、字猪ヶ尾、字三ノ反、字大久保、字大久保尻、字六石ヶ尾、字鉛ヶ畑、字向山、字白山、字鷹ヶ巣、字鯛鍋、字壱町田、字小谷、字下金剛、字下片山、字片山、字上金剛、字池町、字石原、字宮ノ前、字宮ノ後、字二俣、字小松ヶ熊、字赤畑、字濁池、字後、字後谷、字神子田、字下池、字三野、字平、字尾花、字将監、字池田、字深、字北口、字虫上、字菖蒲池尻、字馬場ノ下、字馬場、字東、字岡田、字殿門、字中村、字石ヶ坂、字長池、字中屋、字西坊、字堂ノ南、字観音、字堂ノ岡、字端坊、字傍爾、字上ノ谷、字菖蒲池、字善明、字三反田、字五反田、字四町田、字井ノ谷、字落合、字傍示、字平畑、字石才、字北裏、字西岡、字深ノ脇、字向ノ久賀、字楠振、字釋迦ヶ谷、字大平、字由ヶ谷、字櫻淵、字茶園、字杓子畑、字徽屋、字羽坂、字才地、字堂ノ前、字鍛冶開手、字岡、字陰平、字下才地、字下長手、字惣田池、字屋中、字殿林、字笠松、字露ヶ谷、字法楽、字堀切、字菜切、字葉瀬ヶ口、字青地垣、字松花、字原ノ上、字原ノ池、字松本、字北中屋、字上船原、字右衛門兵衛、字初ヶ花、字船原、字原ノ下、字谷、字小竹、字溝町、字橋ノ本、字後山、字松林田、字池ノ谷、字口

長手、字大川、字長手、字札立、字佐賀山、字柿原、字鳥見、字日代、字土井、字寺田、字平成、字山角、字細苜、字廣表、字白兀、字水分、字夫婦楠、字上面、字森、字岡ノ谷、字岡ノ小谷、字中尾、字経田、字長谷、字麥尻、字勘左衛門ヶ尾、字東條、字薬師堂ノ下、字平手川、字鳶巢ヶ藪、字庵ノ坂、字丹ノ川、字開地、字井手口、字上ノ開地、字釜池、字水坪、字桐ノ木、字又田小谷、字又田ノ南、字崩、字持ノ木、字花畠、字中山、字臍ノ尾、字不動谷、字中屋畑、字地切、字大谷上、字大谷下、字此葉、字早稻田、字彦九郎、字立石、字小屋場、字平蔵、字土蛇谷、字仲ヶ谷、字唐ヶ谷、字芹田、字向原、字洞、字杉屋谷、字廣畠、字皿井手ノ上、字皿井手ノ中、字皿井手ノ下、字青木上、字青木下、字竹脇、字世知畑、字松原、字又ヶ田谷、字對等田、字畑尻、字不呂ノ本、字青木、字爾ノ藪、字向ノ下、字老瘤、字大道ノ谷、字立原、字芝舟、字芝尾、字森屋本、字薬師、字南谷、字檜キ原及び字隠ヶ里並びに仁井字椴檀ノ木、字的場、字土井、字木戸ノ下、字前田、字坊、字三王、字岡町、字鬼虎、字原、字天道、字石才、字東、字井筒、字谷、字仁井ノ前、字中屋谷、字中屋、字月坊、字長坂、字東山、字鍛冶屋谷、字大畑、字藤坂、字岡神、字長手、字堂屋敷、字田路、字物見鼻、字岡坊、字南田路、字井壺、字西ノ岡、字西ノ上、字木戸、字宮ノ本、字井ノ脇、字南田、字仁井ノ角、字大平、字平、字上ノ開地、字柚、字惣田、字三反長、字小池、字石田、字桐ノ木、字瀧ヶ平、字柳谷、字長尾、字漬ノ谷、字川原、字片白、字柏田、字池ノ尾、字東谷、字免田、字引地、字石原、字百歩田、字麥打、字萩ノ尾、字大坪、字鹿ノ坂、字菅ノ岨、字桑ノ木、字大迎、字橋詰、字仁井ノ尻、字川久保、字井ノ内、字持ノ木、字奥ノ谷、字北口、字東、字炭屋谷、字大坂、字左手及び字田路谷

- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
なし



兵庫県告示第513号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 淡路都市計画道路
 - 3. 4. 1号海岸線
 - 3. 5. 370号臨港線
 - 3. 5. 371号志筑環状線
 - 3. 3. 2号国道28号線
 - 3. 6. 460号富島幹線
 - 3. 5. 461号北淡東浦線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
なし



兵庫県告示第514号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 淡路都市計画公園
 - 6. 5. 1号淡路佐野運動公園
 - 9. 6. 1号淡路島公園
- 2 都市計画を変更した土地の区域
なし



兵庫県告示第515号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
淡路都市計画緑地
1号あわじ石の寝屋緑地
- 2 都市計画を変更した土地の区域
なし



兵庫県告示第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域
尼崎市船出



兵庫県告示第517号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更した土地の区域
尼崎市船出



兵庫県告示第518号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称
東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、加古郡稲美町及び同郡播磨町
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称
中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
多可郡多可町
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称

東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- (2) 都市計画を変更した土地の区域

加東市

- 4 (1) 都市計画の種類及び名称

吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- (2) 都市計画を変更した土地の区域

三木市



兵庫県告示第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画区域区分

- 2 都市計画を変更した土地の区域

明石市、三木市、高砂市、小野市、加東市、加古郡稲美町及び同郡播磨町



兵庫県告示第520号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画都市再開発の方針

- 2 都市計画を変更した土地の区域

明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、加古郡稲美町及び同郡播磨町



兵庫県告示第521号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

- 2 都市計画を決定した土地の区域

明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、加古郡稲美町及び同郡播磨町



兵庫県告示第522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画防災街区整備方針

- 2 都市計画を変更した土地の区域
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、加古郡稲美町及び同郡播磨町



兵庫県告示第523号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称
中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
姫路市、たつの市、神崎郡福崎町及び揖保郡太子町
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称
西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
相生市、赤穂市及び赤穂郡上郡町
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称
山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
宍粟市
- 4 (1) 都市計画の種類及び名称
西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
たつの市、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町



兵庫県告示第524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域
姫路市及び揖保郡太子町



兵庫県告示第525号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
姫路市、たつの市、神崎郡福崎町及び揖保郡太子町



兵庫県告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定した。
なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。
平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域
姫路市、たつの市、神崎郡福崎町及び揖保郡太子町



兵庫県告示第527号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。
なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。
平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
姫路市、たつの市、神崎郡福崎町及び揖保郡太子町



兵庫県告示第528号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。
なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。
平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
西播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
相生市、赤穂市及び赤穂郡上郡町



兵庫県告示第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。
なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。
平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称
豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
豊岡市
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称
浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
美方郡新温泉町
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称
香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- (2) 都市計画を変更した土地の区域
美方郡香美町
- 4 (1) 都市計画の種類及び名称
八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
養父市
- 5 (1) 都市計画の種類及び名称
和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
朝来市



兵庫県告示第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称
洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
洲本市
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称
淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
淡路市
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称
南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更した土地の区域
南あわじ市



兵庫県告示第531号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第2項の規定により、次のとおり道路の位置の指定を取り消した。

なお、その関係図書は、平成22年 4月27日から但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H22但八位置 廃0001号	22. 4. 13	養父市八鹿町下網場字中野396番 1、396番 6、 396番 9、396番10、396番16、407番 2	4. 5～4. 9	79. 25

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市新町416番、417番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
尼崎市名神町一丁目18番25号
ネッツトヨタ神戸株式会社 代表取締役 四 宮 慶太郎
- 3 許可年月日及び許可番号
平成22年 1月19日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－13号（21加東）



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン伊丹西ショッピングセンター（仮称）
所在地 伊丹市池尻四丁目1番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 イオンリテール株式会社
代表者の氏名 村 井 正 平
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 代表者の氏名 住所
株式会社マイカル 松 井 博 史 大阪市中央区久太郎町3－1－30
外未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年 3月 1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
38,000平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
2,346台
 - (2) 駐輪場の収容台数
1,090台
 - (3) 荷さばき施設の面積
1,736平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
330立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻

株式会社マイカル 外未定	午前9時	午後11時
-----------------	------	-------

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口3箇所、出口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成22年4月8日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成22年4月27日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成22年8月30日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年4月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ジャンボスクエア川西
所在地 川西市栄町813番地1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 合同会社西友
代表者の氏名 野田 亨
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 株式会社西友
代表者の氏名 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー
住所 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
 - イ 変更後
名称 合同会社西友
代表者の氏名 野田 亨
住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社関西エコー	伊 藤 豊	大阪市天王寺区小橋町2-1
株式会社プラザクリエイトイメージング 外3者	大 島 康 広	東京都千代田区九段南4-7-13

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社関西エコー	伊 藤 豊	大阪市天王寺区小橋町2-1
株式会社フォルムアイ 外2者	井 上 清 嗣	大阪市北区天神橋1-11-1

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成22年2月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成20年10月1日

5 届出年月日

平成22年3月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成22年4月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年8月30日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年4月27日

阪神北県民局長 山 本 亮 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西友多田店

所在地 川西市緑台五丁目1-108

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 合同会社西友

代表者の氏名 野 田 亨

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

名称 株式会社西友多田店

イ 変更後

名称 西友多田店

- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社西友

代表者の氏名 木内政雄

住所 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

イ 変更後

名称 合同会社西友

代表者の氏名 野田 亨

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社西友

代表者の氏名 木内政雄

住所 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

イ 変更後

名称 合同会社西友

代表者の氏名 野田 亨

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称

平成21年9月1日

- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成22年2月1日

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成22年4月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成22年8月30日

- (2) 提出先

阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

〒665-8567 宝塚市旭町2丁目4番15号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、既に指定した施設の名称に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩

表篠山市の項中

「

篠山市立中野隣保館	篠山市中野28
篠山市立牛ヶ瀬隣保館	篠山市牛ヶ瀬78－1

」

を

「

篠山市味間ふれあい館	篠山市中野28
篠山市古市ふれあい館	篠山市牛ヶ瀬78－1

」

に、

「

菅隣保館	篠山市菅239－6
西荘隣保館	篠山市西荘202
川西隣保館	篠山市川西70

」

を

「

篠山市畑ふれあい館	篠山市菅239－6
篠山市日置ふれあい館	篠山市西荘202
篠山市西紀ふれあい館	篠山市川西70

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第32号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設に関し、既に指定した施設の名称に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年 4月27日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

表篠山市の項中

「

篠山市立中野隣保館	篠山市中野28
篠山市立牛ヶ瀬隣保館	篠山市牛ヶ瀬78－1

」

を

「

篠山市味間ふれあい館	篠山市中野28
篠山市古市ふれあい館	篠山市牛ヶ瀬78－1

」

に改める。

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成22年 4月27日

契約担当者
兵庫県警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
寝具賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年 3月26日
- 4 落札者の名称及び住所
神戸市西区北別府4丁目1番1号 小山株式会社神戸営業所
- 5 落札金額
 - (1) 標準期1組につき41円(税抜き)
 - (2) 夏期1組につき 36円(税抜き)
 - (3) 冬期1組につき 47円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成22年 2月12日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成22年 4月27日

契約担当者
兵庫県警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
自動車の保管場所等に係る現地調査及び入力事務委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年 3月26日
- 4 落札者の名称及び住所
神戸市中央区東灘区魚崎浜町33番地 社団法人兵庫県自家用自動車協会連合会
- 5 落札金額
 - (1) 現地調査1件につき790円(税抜き)
 - (2) 入力事務1件につき 70円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成22年 2月12日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成22年 4月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂

明

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県警察本部交通管制センター地域制御設備保守点検委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年3月26日
- 4 落札者の名称及び住所
大阪市西区土佐堀2丁目2番4号 住友電工システムソリューション株式会社大阪支社
- 5 落札金額
195,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成22年2月12日

正 誤

○平成22年4月9日付け（兵庫県公報第2173号）

兵庫県告示第443号（昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
18	上から11	告示第443号	告示第442号の2